年金記録確認茨城地方第三者委員会第二部会(第103回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年8月23日 (火) 午前9時25分から11時
- 2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室
- 3. 出席者

(部会) 松崎部会長、齋藤部会長代理、大谷委員、飛田委員 (事務室) 白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

- (1) 申立事案の審議
- (2) あっせん案等の審議
- (3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案14件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況 等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考 慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件について、決定するとともに、国民年金事案4件及び厚生年金事案1件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、9月27(火)午前9時30分から開催することとなった。

文責:事務室 後日修正の可能性あり

年金記録確認茨城地方第三者委員会第三部会(第92回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年8月26日(金)午前9時25分から11時
- 2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室
- 3. 出席者

(部会) 會澤部会長、小倉部会長代理、北村委員、草栁委員 (事務室) 白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

- (1) 申立事案の審議
- (2) あっせん案等の審議
- (3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案43件(うち、一括申立て31件を含む) について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案33件について、決定するとともに、国民年金事案4件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、9月30日(金)午前9時30分から開催することとなった。

文責:事務室 後日修正の可能性あり

年金記録確認茨城地方第三者委員会第一部会(第111回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年8月26日 (金) 午後3時30分から4時15分
- 2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室
- 3. 出席者

(部会) 杉下部会長、小野部会長代理、大貫委員、神長委員 (事務室) 白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

- (1) 申立事案の審議
- (2) あっせん案等の審議
- (3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案12件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

- (2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について、決定するとともに、国民年金事案2件及び厚生年金事案3件について、記録の訂正の必要はないと判断した。
- (3) 次回は、平成23年9月28日 (水) 午後4時から開催することとなった。

文責:事務室 後日修正の可能性あり

年金記録確認茨城地方第三者委員会第四部会(第83回)議事要旨

- 1. 日 時 平成23年8月30日 (火) 午後1時25分から3時
- 2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室
- 3. 出席者

(部会) 木名瀬部会長、井原部会長代理、荒木委員、大貫委員 (事務室) 白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

- (1) 申立事案の審議
- (2) あっせん案等の審議
- (3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案33件(うち、一括申立て22件を含む)について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況 等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考 慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件及び厚生年金 保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案24件について、決定するとともに、国民年 金事案2件及び厚生年金事案1件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成23年9月27日 (火) 午後1時30分から開催することとなった。

文 責 : 事 務 室 後日修正の可能性あり